

<711 本省本部の折衝報告>

労使関係や処遇改善、 職場問題など確認、改善要求！

□労使関係

国土交通省管理職ユニオンは、七月十一日（金）に諸岡官房調査官他3名と折衝を行いました。労使関係、健康と福祉、処遇改善、職場の話題等について議論し、最後に諸岡調査官が今後も良好な関係を築いていきたいと発言し終了しました。

当局に対して『過去に全建労と4.18会談があったかと思う。この取り決め1985に基づいて現在の国交労組、他の職員団体もこの考えに従ってやっているかと思う。我々管理職ユニオンに対してはこの4.18を適用しているという考えなのか』との追及に対して当局からは、『国土交通省管理職ユニオンに対する労使対応については、平成10年8月26日に大臣官房長と管

理職ユニオン執行委員長との間において基本的なルールについて取り決めている』との回答でした。それに対し『20数年前の合意が基本ということなのか。合意内容をユニオンでも再確認して折衝で再度話したいが、交渉議題の整理の仕方等基本的なものというのは平成10年の合意ではまとめられていないのではないのか。4.18会談または国法108条の5に基づく議題整理の仕方が基本



No.394

2025 年 8 月 20 日

【発行】

国土交通省管理職ユニオン

【所在地】

東京都千代田区
霞ヶ関2-1-2 中央
合同庁舎2号館
TEL 03-3509-1138

【Email】

k-union@aloha.ocn.ne.jp

【ホームページ】

http://www.k-unionnetwork/

□健康と福祉

『国交省全体で7月1日現在で、どのくらい職員が長期休暇を余儀なくされているのか。数を教えてほしい。概数でも良い』との質問に対して当局は『長期休暇には種類が様々あり把握していない。長期病気休暇者については、令和3年度に1011名となっ

ている』との回答でした。それに対して『内閣人事局に定期報告をしているのではないか。労働組合に対して言いづらいものがあるのか。直近の令和6年度の長期病休者数についてなぜ回答できないのか』と追求したところ、当局からは『5年に1回まとめている。令和3年度の数値は国土交通省全体のまとめたものとして回答したもの』との回答でした。対して『窓口として機能していない。この数値は組合として興味を持って持っているものひとつ。増員と言っておきながら実員と定員の差が大きい。職場に増員の实感がないのは実員が少ないからだ。最近の長期病気休暇者の数値を教えてください』と追求しました。

(裏面につづく)

（表面よりつつく）

『若年層の辞職問題を我々ユニオンは重要課題としている。先日事務次官メッセージがあった。組織改革ＣＸの話があり、この中身とはなんぞやと話題になった。この内容を当局は本当にやっていけるのかと疑問を持っている』との追求に対して、当局は『事務次官が退職されても組織として決めたことはやっていく』との回答でした。それに対して『国交省当局だけではできず人事院を巻き込まなければならぬ内容も書かれているのではないか』との問いに対して当局は『人事院に要望すべきことと書かれていることは要望していく。書かれている内容にはすぐにできることもあれば時間をかけて

やるものもある』との回答でした。その他『熱中症について、重要なのは我々管理職の立場でも、もし部下職員が現場で倒れた、命を落とす、そういうことも可能性としてあり得る。その責任を負うことになるので、しっかりと命をまもるために何かルール化すべきと考える。現場に行かせないと判断することもある』との追求にたいして当局は『職場と作業の内容によって状況が異なるため、統一的なルールができるのかというのがあるが、ご意見は伺った』と回答しています。

□職場の話題

『機械職や電気職で入省した人を土木職の部に配置したりして、本人やその管理職が悩んでいるといった話がある。当局としてこういっ

た人事を今後増やしていくこうとしているのか』との追求に対して当局は『現在、新たな採用が厳しい状況である。計画的な研修の実施など対応を実施しているところ』との回答でした。それに対して『悩んでいる人がいるのにその回答だけでは不足』と返しています。

□調査官発言

最後に調査官は、『今日は、地方整備局の現場の生の声を聴かせて頂き実感した。現場でいろいろとお悩みになっていること、様々なお話を聴かせて頂いた。国交省を良くしたいという思いは変わらないと思う。また、現場の事を聴かせて頂き、良好な関係を築いていきたい』と発言しました。

< 2025年度 人事院勧告の概要 >

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

【令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較】【令和7年4月実施】

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特勤勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

ボーナス

【直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ